## 風土記

## 古文書で深る庶民のくらし 新岡垣風土記 第398回

## 古文書で探る庶民のくらし ―浜山証文②―

## 岡垣歴史文化研究会 羽山 健

書)を紹介する。 今回は、黒山村の浜山証文(定

定

より、 ば重科たるべき事。 り何分の御用にても、 に候処、 に候条、百姓として伐り荒れ候は 出し相断り申すべく候、右の通り 役人伐り候とも、この書付を指し の松諸木は伐り申さず御議定に 伐り取り申すまじく候、 候条、常々手入れ等仕り下草迄、 後年に至り当時の詮議にて、 付き砂吹き上げ、年々田畠荒 惣じて地所の損亡は重き事 浜辺松植立て仰せ付けられ 砂除けのため当元文三年 浜辺砂除け 後年に至

載は、黒山村と志摩郡今津村(現本で成立していた。定書の枝郷記は、浜山沿いの本村(現在の西黒は、浜山沿いの本村(現在の西黒は、浜山沿いの本村(現在の西黒山村) 遠賀郡黒山村 枝郷蒔崎(花押) 遠賀郡黒山村 枝郷蒔崎

の2村だけである。 在の福岡市西区今津) の枝郷大原

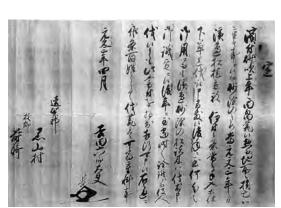
定書は、福岡藩の家老で藩政の定書は、福岡藩の家老で藩政の定書は、福岡藩の家老で藩政の定書は、福岡藩の家老で藩政の定書は、福岡藩の家老で藩政の定書は、福岡藩の家老で藩政の定断が伐採を企てたときはこの証文でが伐採を企てたときはこの証文でが伐採を企っている。いわば水戸黄門の印籠と同じ効果を持つ「お墨付門の印籠と同じ効果を持つ「お墨付門の印籠と同じ効果を持つ「お墨付門の印籠と言え続けたのである。二村文書(糠塚区の二村善さん

秋武五八郎 (山田区の秋武光男さん秋武五八郎 (山田区の秋武光男さん 大庄屋五八郎は、山田村大庄屋五八郎様屋敷 文は、山田村大庄屋五八郎様屋敷 に庄屋正作 (二村家のご先祖) 組頭に庄屋正作 (二村家のご先祖) 組頭に庄屋正作 (二村家のご先祖) 組頭に庄屋正作 (二村家のご先祖) 組頭の文書がある。証文の包み紙に記の文書がある。証文の包み紙に記

所蔵) に糠塚村の浜山証文受領時

大文3年当時の三里松原の状況のご先祖)のことである。秋武家は、 大文3年当時の三里松原の状況を を表別に出頭し、河村武左衛門か は遠賀川以西の西郷26カ村を管轄 は遠賀川以西の西郷26カ村を管轄 した。河村武左衛門は、遠賀・宗 した。河村武左衛門は、遠賀・宗 した。河村武左衛門は、遠賀・宗 した。河村武左衛門は、遠賀・宗 を裏がに栄転している。浜山添い の村は、庄屋・組頭が正装で大庄 屋屋敷に出頭し、河村武左衛門か ら浜山証文を受領したのであろう。 元文3年当時の三里松原の状況

こて、ここで問題となるのが、植窓、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。
た、浜山証文で確認しておこう。



▲浜山証文 (東黒山区所蔵)

していたのである。
していたのである。
と
え、広域で大規模な植林を必要と
え、広域で大規模な植林を必要と
が示す小規模補植の範疇を超
が中であった。松原消失の範囲は、
大中であった。松原消失の範囲は、
は砂山下荒の大損害で、被害は拡
は砂山下荒の大規方の、当時の松原村

つづく